

○常総衛生組合公平委員会設置条例

昭和54年2月15日

常総衛生組合条例第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、常総衛生組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。